

守れ9条!

こんにちは ! 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2007年4月 6日 no.52

〒319-1112

東海村村松 2401-2

oonatoukai@yahoo.co.jp

電話・fax 029-284-0761

原電東海事務所で聞いてきました

「発電設備に係る点検」結果発表について

〔茨城新聞から〕

原電 東海第二原発炉心冷却装置 作動隠し虚偽発表 2007/03/31(土)

2000年落雷時 定検記録改ざんも

各地の原発でトラブルや不正隠しが相次ぎ発覚した問題で、日本原子力発電（原電）は三十日、総点検の結果を発表し、東海村の東海第二発電所で二〇〇〇年八月、落雷事故の際に緊急炉心冷却装置（ECCS）が作動していたことが明らかになった。ECCSは「作動が一度あるかないか」といわれるほど非常に緊急性が高く安全上重要な装置の一つ。原電は事故当時「装置は作動しなかった」としていたが、この発表も虚偽だった。県は「原電は通常運転の一環だったというが、そうは思わない」と重大視している。

（中略）同原発をめぐるのは社内外の聞き取り調査の結果、このほかにも定期検査で記録を改ざんする例などが判明し、「（検査の）工程優先やそれを容認する雰囲気、説明責任に対する意識の希薄さがあった」としている。こうした改ざんは第二回定検（一九八〇年）後、ほぼ毎回行われていたが、東電のトラブル隠し発覚（二〇〇二年）以降は影を潜めるようになった。

会見で青柳雅夫同発電所長は「二度とこのようなことが起きないように一日も早く信頼回復を図りたい」と陳謝した。



日本原電東海第二発電所

沸騰水型原子力発電所

1973年6月 着工

1978年11月 営業運転開始

4月5日、永井一郎議員とともに原電東海事務所を訪れ、原電が3月30日に発表した「発電設備に係る点検結果について」の内容について、説明を聞いてきました。

東海第二原発で明らかになった不適切な4事案

1. 総合負荷性能検査における運転データの改ざん
2. 原子炉建屋ガス処理系機能検査における流量データの改ざん
3. 補助ボイラー設備における溶接検査手続き不備
4. 落雷による原子炉停止後の高圧炉心スプレイ自動起動情報の未提供

説明は、事務所長他2名での対応でした。

1．総合負荷性能検査における運転データの改ざん

改ざんのおもな方法は、記録計や指示計が目標値と同等の値となるよう、計器の許容誤差範囲を超えてゼロ点調整を行った。前回計測値に合わせておく。また、中央制御室の警報のうち、運転に支障ない一部のものは、検査の間に発生しないように配線をはずしたなど、様々な事例。

法令遵守上の問題 当時の電気事業法120条（検査妨害）に抵触の可能性

保安規定上の問題 当時の保安規定には定められておらず、抵触するものではなかった。

保安協定上の問題 抵触する規定なし。

設備健全性上の問題 原子炉の安全性を担保する保安規定は満足できていたと考えており、プラントの安全性に影響を及ぼすものではなかった。

2．原子炉建屋ガス処理系機能検査における流量データの改ざん

第18回定検（2001年度）以前に、非常用ガス再循環系及び非常用ガス処理系の流量について、風量測定した実流量に対してその計器指示値が適正に指示されず低めに指示され規定流量に満たなかったため、計器調整によって規定流量を確保されているようにデータ改ざんが行われていた。

法令上の問題 当時の電気事業法120条（検査妨害）に抵触の可能性。

保安規定上の問題 流量に関する規定がなく保安規定に抵触するものではなかった。

安全協定上の問題 該当する条項がない。

設備健全性上の問題 原因がピトー管の詰まりによるもので、設備の機能としては問題なかったと考えられる。なお、第22回定検で規定流量が確保されていることを確認。

3．補助ボイラー設備における溶接検査手続き不備

昭和59年に設置された当該熱交換器は、電気事業法の補助ボイラー又は廃棄設備のいずれにも該当しない設備として位置づけしたと推定され、これにより、溶接検査対象外と判断したものと考えられる。しかし、補助ボイラーの一部とも考えられることから、事前に国に相談すべきであった。

法令上の問題 事前に国に相談すべきであった。

保安規定上の問題 問題はない。

安全協定上の問題 該当する条項はない。

設備健全性上の問題 現有設備ではない。

4．落雷による原子炉停止後の高圧炉心スプレイ自動起動情報の未提供

2000年8月8日、東海原子力線2回線が送電線への落雷によりトリップし、負荷不平衡信号が発信し、タービン加減弁が急閉するとともに原子炉が自動停止した。原子炉停止後、水位調整のためテスト弁と注入弁を併用した注水への変更を開始したが、操作に手間取り高圧炉心スプレイ系が自動起動し原子炉への注水が行われた。

法令上の問題 国への報告対象ではないが、情報提供が必要な事象であった。

保安規定上の問題 保安規定には抵触しない。

安全協定上の問題 地元自治体への情報提供が必要な事象であった。

設備健全性上の問題 設備上の問題はない。